

長井市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の振興及び市の財源確保を図るため、市の資産に掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができる市の資産は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 広報ながい

(2) 長井市ホームページ（以下「ホームページ」という。）

(掲載の範囲)

第3条 市の資産に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれのあるもの

(2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(3) 消費被害者の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

(4) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でないと市長が認めるもの

(掲載の募集)

第4条 広告の掲載の募集は、広報ながい、ホームページにより行うものとする。

(掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、市長に申し込まなければならない。

第6条 市長は、前条の規定による広告の掲載の申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、次条に規定する長井市広告掲載審査委員会に意見を求めるものとする。

2 前項に規定する広告の掲載の可否決定を行うに当たり、複数の掲載申込みがあったときは、申込み順により決定するものとする。

3 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は広告不掲載決定通知書（別記様式第3号）によりその結果を申込者に通知するものとする。

(広告掲載審査委員会)

第7条 広告の掲載内容の適正を審査するため、長井市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員で構成する。

3 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理

する。

5 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 企画調整課長
- (3) 商工振興課長
- (4) 教育委員会管理課長

6 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければその会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、広告媒体を所管する課長等関係者に出席を求め、資料の提出及び意見を求めることができる。

4 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じ回議による審査を行うことができる。

(掲載料の納付)

第9条 市の資産に広告を掲載することの決定を受けたもの(以下「掲載者」という。)

は、広告に係る掲載料を市長が指定する期日までに支払わなければならない。

(掲載者の責務)

第10条 市の資産に掲載した広告の内容に関する一切の責任は、掲載者が負うものとする。

2 広告に係る原稿作成に要する経費は、掲載者が負担するものとする。

(掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 市の資産に掲載した広告が第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 掲載者が前2条の規定のいずれかに違反したとき、又は違反すると認められるとき。

(3) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(掲載料の還付)

第12条 既納の広告の掲載料は、還付しない。ただし、広告の掲載が決定した後、掲載者の責に帰さない事由より広告が掲載できなかつたときは、この限りでない。

(ホームページに関する基準)

第13条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの第3条の規定を適用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、市の資産に掲載する広告の位置、枠数、規

格、掲載期間、掲載料及び募集方法その他必要な事項は、当該広告を掲載する市の資産ごとに別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月13日から施行する。

「広報ながい」 有料広告掲載に関する要領

1 広告の規格、掲載料等

- (1) 対象 毎月の1日号、15日号（発行約10,000部）
- (2) 規格 **【全枠】** 縦5.5cm×横17.6cm
【半枠】 縦5.5cm×横8.8cm
- (3) 位置 「広報ながい」おしらせページ下1段
- (4) 枠数 1号につき最大で全枠4か所（4ページ）分
- (5) 単価 1号当たり **【全枠17,480円】**
【半枠10,280円】

※いずれも消費税及び地方消費税を含みます。

- (6) 申込期限 発行日の1か月前

2 申込から掲載の手順

- (1) 広告掲載申込書に広告の原案を添えて、総務課へ提出してください。
- (2) 申込書受付後、広告の内容が定めている基準に合っているか審査します。
- (3) 掲載の可否を申込者にご連絡します。掲載が可能な場合は、広告掲載決定通知書と広告掲載料納付書をお送りします。
- (4) 納付書で広告掲載料をお支払ください。
- (5) 広告原稿は申込者が作成し、発行日の7日前まで提出してください。

3 申込受付期間、掲載広報等

申し込みは随時受け付けます。掲載号の1か月前までにお申し込みください。

4 掲載のできない広告

長井市有料広告掲載の取り扱いに関する要綱第3条と長井市有料広告掲載基準によります。

5 無料で掲載できる広告

- (1) 対象 市内に住所を有する公共的団体等で総務課長が適当であると認める者
- (2) 広告の内容 当該公共的団体等の人材募集広告
- (3) 規格 全枠・半枠
- (4) その他 長井市有料広告掲載の取り扱いに関する要綱及び長井市有料広告掲載基準に規定する事項を遵守していること

6 その他

- (1) 掲載できる枠数を超える申し込みがあった場合は、申込順により決定します。
- (2) 広告の原稿は、各自作成してください。
- (3) 広告の掲載料は、前納してください。

〒993-8601 山形県長井市ままの上5番1号
担当：長井市役所総務課秘書・行革室
電話：0238-84-2111（内線324）
E-mail：soumu@city.nagai.yamagata.jp

「長井市ホームページ」有料広告掲載に関する要領

1 広告の規格、掲載料等

- (1) 対象 長井市ホームページのトップページ（アクセス 月約 25,000 件）
- (2) 規格 バナー広告 35 ピクセル×180 ピクセル
画像の形式 G I F 又は J P E G 形式で、静止画
- (3) 枠数 最大で 5 枠
- (4) 単価 1 枠当たり 月額 10,000 円
消費税及び地方消費税を含みます。
- (5) 申込期限 掲載希望月の前月 10 日まで

2 申込から掲載の手順

- (1) 広告掲載申込書に広告の原案を添えて、企画調整課情報統計係へ提出してください。
- (2) 申込書受付の後、申し込みのあった広告の内容が、定めている基準に合っているかの審査を行います。
- (3) 掲載の可否を申込者にご連絡します。掲載が可能な場合は、広告掲載決定通知書と一緒に広告の掲載料を納めていただく納付書をお送りいたします。
- (4) お送りした納付書で、市の指定金融機関から広告の掲載料をお支払ください。
- (5) 入金を確認しましたら、ご連絡をいたします。
- (6) バナー画像は、申込者において作成していただき、掲載予定月の前月 20 日まで提出してください。

3 申込受付期間、掲載広報等

- (1) 随時受付をいたします。掲載希望月の前月 10 日までに申込みをしてください。
 - ・ 4 月から掲載の場合 3 月 10 日までの申込みとなります。
 - ・ バナー画像は、3 月 20 日まで提出してください。
ただし、申込日と提出日が土曜日、日曜日、祝日等で市役所が閉庁している場合は、直前の開庁日までとなります。
- (2) 1 回の申込みで受付ける期間は、最長 1 年間となります。

4 掲載のできない広告

長井市有料広告掲載の取り扱いに関する要綱第 3 条と長井市有料広告掲載基準によります。

5 その他

- (1) 掲載できる枠数を超える申込みがあった場合は、申込順により決定します。
- (2) 広告の原稿は、各自作成していただきます。
- (3) 広告の掲載料は、前納していただくことになります。

〒993-8601 山形県長井市ままの上5番1号

担当：長井市役所企画調整課情報統計係

電話：0238-84-2111（内線 345・346）

E-mail：master@city.nagai.yamagata.jp